（別　紙）

特別契約事項

○ 債務負担行為について

１．　この契約は予算上一部債務負担行為に基づく契約である。

令和６年度支払限度額	￥●●－
令和７年度支払限度額	￥●●－
令和８年度支払限度額	￥●●－
令和９年度支払限度額	￥●●－
令和10年度支払限度額	￥●●－
令和11年度支払限度額	￥●●－
令和12年度支払限度額	￥●●－
令和13年度支払限度額	￥●●－

２．　発注者は当該年度予算等の都合により、請負代金額を変更しない範囲で、前項の支払限度額を変更することができる。この場合はあらかじめ受注者に通知するものとする。

３．　受注者は前項の変更について異議の申し立てをすることができない。

４．　第１項に定める各年度の支払限度額の上限額は、以下のとおりとする。

令和６年度	￥0－
令和７年度	￥220,000,000－
令和８年度	￥220,000,000－
令和９年度	￥2,246,000,000－
令和10年度	￥4,659,000,000－
令和11年度	￥8,169,000,000－
令和12年度	￥8,607,526,000－
令和13年度	￥5,000,000,000－

なお、請負代金額は、入札説明書に定める予定価格を超えるものではない。

○ 建設リサイクル法関係の記載について

解体工事に要する費用等

（建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法第１０４号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合）

（１）分別解体等の方法

①仮設	仮設工事	有
②土木	土工事	有
③基礎	基礎工事	有
④本体構造	本体構造の工事	有
⑤本体付属品	本体付属品の工事	有
⑥その他	その他の工事	有

（２）解体工事に要する費用　　￥　　－

（３）再資源化等をするための施設の名称及び所在地

①コンクリート殻

施設の名称：

所　在　地：

②木製角落とし

施設の名称：

所　在　地：

（４）特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用　　￥　　－